

市内に活動拠点をお持ちの事業者の皆様へ



香芝市では合理的配慮の提供に関する事業費の補助金を交付します。

コミュニケーションツールの作成

- ★具体例
- ・音声式または点字式の商品メニューの作成
 - ・会話ボードの作成
 - ・チラシ等の音訳

など

上限5万円

物品の購入

- ★具体例
- ・筆談ボード
 - ・折りたたみ式スロープ
 - ・高さ可動式テーブル
 - ・コミュニケーション支援機器

など

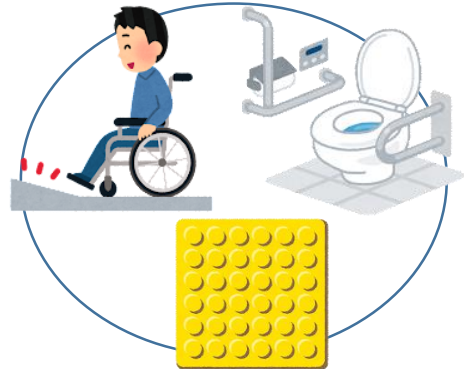
上限10万円

工事の施工

- ★具体例
- ・手すりの設置
 - ・引き戸への改修
 - ・段差の解消
 - ・洗面所等の改修
 - ・点字ブロックの敷設

など

上限20万円



- ◆補助対象者 活動の拠点が市内にある以下の法人等が対象です。
 - ・社会福祉法人
 - ・特定非営利活動法人
 - ・地域において継続的社会福祉活動を実施している市民団体
 - ・市内で飲食、物販、医療等不特定多数の者の利用が見込まれる事業者の方
- ◆募集期間 令和4年6月21日～令和5年1月31日
※令和5年3月31日までに事業を完了する必要があります。
- ◆各経費ごとに上限額を設定しておりますが、予算の範囲内での補助となりますので、申請を検討されている場合は、早めの申請をお願いいたします。
- ◆事業の実施状況について、広報紙等で紹介させていただく場合がございます。

- ・ 障がいのある人もない人もみとめあい、つながりあうまちに。
- ・ 香芝の「共生」のまちづくりに是非参加してください！！

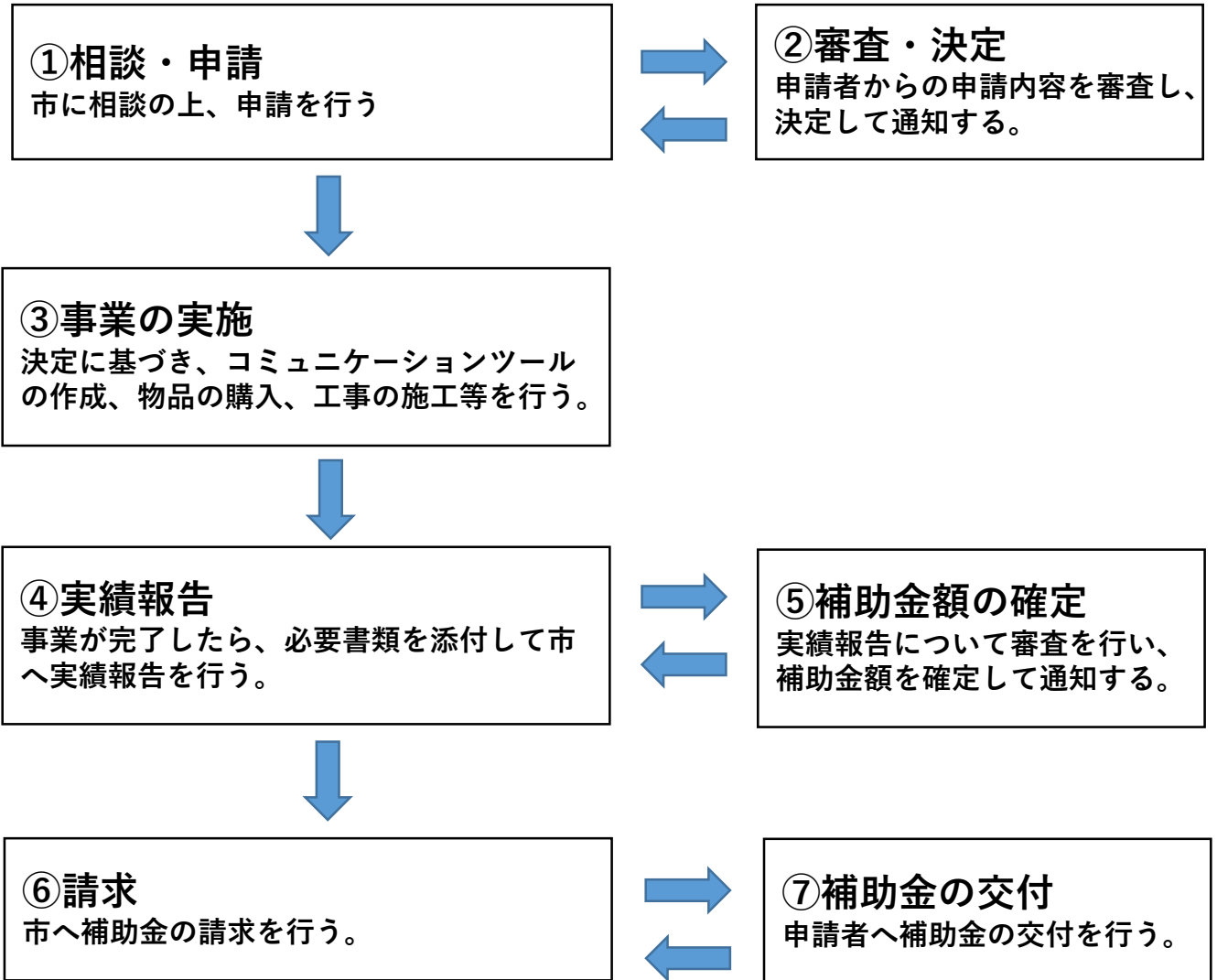


お問い合わせ
香芝市福祉部社会福祉課
〒639-0251 香芝市逢坂一丁目374-1
TEL：0745-79-7151 FAX：0745-79-7532

☆ 制度利用の流れ

申請者

市



『合理的配慮』という言葉はご存じですか？

合理的配慮とは、障がいのある方から社会の中にある「障壁」を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合、負担が重すぎない範囲で対応することをいいます。例えば、お店の入り口に段差があると、車椅子に乗っている人は入ることができませんが、スロープを設置すれば入ることができます。また、お店で商品を選ぶ際、視覚障がいの方には点字または音声による説明、聴覚障がいの方には筆談ボードが用意されていれば円滑なコミュニケーションが図れます。